

宇都宮市冒険活動センターボランティア事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、冒険活動センター（以下「センター」という。）が行う主催事業や学校受入事業における活動支援，一般受入事業における施設利用支援等を行うことを目的に，センターの依頼に応じ，積極的にボランティアとして活動可能な市民や学生を募集・登録し，その登録ボランティアがセンターと協働する「宇都宮市冒険活動センターボランティア」（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本事業の活動内容)

第2条 本事業の活動内容は，次に掲げるものとする。

- (1) 主催事業における活動及び生活に関する支援（活動のサポート，入浴や宿泊の補助等）
- (2) 学校受入事業における活動支援
- (3) 一般受入事業における施設利用支援（物品貸し出し及び返却対応業務，部屋点検等）
- (4) 環境整備支援（花壇の管理，樹木の剪定等）

(報酬)

第3条 本事業の活動に対する報酬は無償とし，費用弁償も支給しない。

(登録要件)

第4条 本事業に登録する者は，次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 未成年（18歳未満）の者
- (2) 公共の福祉に反し，または反するおそれのある行為を行う者
- (3) 特定の政治団体又は宗教活動その他ボランティアとしてふさわしくない行為を行う者

(登録の手続き)

第5条 本事業に登録を希望する者は，本事業登録申請書（様式1）を提出しなければならない。

(登録の変更)

第6条 前条の規定により登録した者が変更を希望する場合は，その旨をセンターへ申し出なければならない。

(庶務)

第7条 本事業の庶務は，センターにおいて処理する。

(施行期日)

第8条 この要領は，令和6年4月1日から施行する。